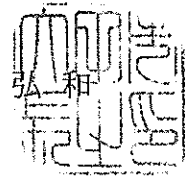


大田市告示第135-3号

地方自治法施行令第158条第1項の規定により、下記の者に不燃物処理手数料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

大田市長 楫野 弘和



記

委託先 大田市長久町長久イ249番地2  
クリーン株式会社 代表取締役 小倉 正敏

委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日